

# 「医療系介護報酬改定 Q&A (2015 年 4 月 1 日実施)」

## 正誤及び追補 (2015. 5. 1 現在)

頁	訂正箇所	誤	正
2	下から 9 行目	4. 「医療系居宅介護サービス・サービスコード表」 <u>「請求書、請求明細書記載例」「要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について」「要介護者・要支援者に対する在宅医療及び医療系居宅サービス算定一覧表」</u> を資料として掲載した。	4. 「医療系居宅介護サービス・サービスコード表」 <u>「介護給付費請求書等の記載要領について」</u> を資料として掲載した。
■22	回答欄 上から 3 行目	って、ハビリテーションに関する専門的な見	って、 <u>リ</u> ハビリテーションに関する専門的な見
43	質問欄 上から 3 行目	期間) に、 <u>訪問</u> リハビリテーションを終了した者のうち、通所介護、 <u>通所リハビリテーション</u> 、認知症対応型…	期間) に、 <u>通所</u> リハビリテーションを終了した者のうち、通所介護、認知症対応型…
■44	質問欄 上から 2 行目	であれば所要時間に <u>参入</u> してもよいとある	であれば所要時間に <u>算入</u> してもよいとある
■51	質問 10 を削除し、右に差し替える。	< 質問 >	< 回答 >
		10. 同一の者について、「重篤な身体疾患を有する者」の基準及び「身体合併症を有する認知症高齢者」の基準のいずれにも当てはまる場合は、いずれか一方にのみ含めるものとしているが、同一の者について、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、要件に適合する者は 1 人と数えるのか、2 人と数えるのか。	10. 前者の要件は、当該施設の重篤な身体疾患を有する患者及び基準及び身体合併症を有する認知症高齢者の受け入れ人数を評価しているものであり、重篤な身体疾患を有する者の基準及び身体合併症を有する認知症高齢者の基準のいずれにも当てはまる患者であっても、施設として実際に受け入れた患者の人数については 1 人と数える。 一方、後者の要件は、当該施設で行われる処置の実施を評価しているものであり、同一の患者であっても、喀痰吸引と経管栄養の両方を実施していれば、2 つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含め、この場合には 2 人と数える。 (平成 27 年 4 月 28 日・介護保険最新情報 VOL. 469)
69	下から 11 行目	合を満たす必要があるが、その割合に <u>参入</u> で	合を満たす必要があるが、その割合に <u>算入</u> で
※ 4 月 28 日付 介護保険最新情報 VOL. 469 で示された厚生労働省の「平成 27 年度介護報酬改定における介護療養型医療施設に関する Q&A」を次頁に掲載する。			

※ 厚労省による追加通知・告示 (■で示したもの) により、本書による解説内容が変更となる場合があります。随時、この正誤表に反映させるようにいたしますので、お手数をおかけしますが、保団連ホームページ (<http://hodanren.doc-net.or.jp/>) 等でご確認いただきますよう、お願いいたします。

保団連正誤表

検索

<http://hodanren.doc-net.or.jp/>



平成 27 年度介護報酬改定における介護療養型医療施設に関する Q&A  
(平成 27 年 4 月 28 日)

【介護療養型医療施設】

○ 療養機能強化型の基本施設サービス費に係る要件について

問 1 「療養機能強化型」の算定要件のうち、「算定日の属する月の前三月間における入院患者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合」とあるが、これらの処置について実施回数自体に関する規定があるか。(一日当たり何回以上実施している者等)

(答)

喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射の実施の頻度は、医学的な必要性に基づき判断されるべきものであり、本要件は実施の有無を見ているもので、1日当たりの吸引の回数や月当たりの実施日数についての要件を設けていない。

問 2 同一の者について、「重篤な身体疾患を有する者」の基準及び「身体合併症を有する認知症高齢者」の基準のいずれにも当てはまる場合は、いずれか一方にのみ含めるものとしているが、同一の者について、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、要件に適合する者は1人と数えるのか、2人と数えるのか。

(答)

前者の要件は、当該施設の重篤な身体疾患を有する患者及び基準及び身体合併症を有する認知症高齢者の受け入れ人数を評価しているものであり、重篤な身体疾患を有する者の基準及び身体合併症を有する認知症高齢者の基準のいずれにも当てはまる患者であっても、施設として実際に受け入れた患者の人数については1人と数える。

一方、後者の要件は、当該施設で行われる処置の実施を評価しているものであり、同一の患者であっても、喀痰吸引と経管栄養の両方を実施していれば、2つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含め、この場合には2人と数える。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日) の問 151 については削除する。

問 3 「生活機能を維持改善するリハビリテーション」とは、どのようなものか。

(答)

療養機能強化型介護療養型施設における生活機能を維持改善するリハビリテーションとは、機能訓練室の内外を問わず、また時間にこだわらず、療養生活において排泄や食事動作等の自立に向けて随時行われるものである。

問 4 「生活機能を維持改善するリハビリテーション」の考え方として、「作業療法士を中心とする多職種の間によって、医師の指示に基づき、療養生活の中で随時行うこと」が挙げられているが、当該施設に作業療法士が配置されていない場合には、要件を

満たさないことになるのか。

(答)

生活機能の維持改善に当たっては特に作業療法士の関与が重要であり、作業療法士を中心とすべきという理念を示しているところである。当該理念を踏まえ、生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していることが要件として求められており、実際の作業療法士の配置を要件としているものではない。

問5 ターミナルケアに係る計画の様式及び内容はどのようなものが望ましいか。

(答)

ターミナルケアに係る計画の様式及び内容については、患者及びその家族等の意向を十分に反映できるよう、各施設で工夫することが望ましい。なお、当該計画は診療録や施設サービス計画に記載しても差し支えない。ただし、記載がターミナルケアに係る計画であることが明確になるようにすること。